

平成 22 年 7 月の参議院選挙時の較差に関する高裁判決

東京高裁 平成 22.11.17 (同年 7 月選挙について「違憲」)

「憲法が二院制を採用し、前記のとおり、参議院については明文で半数改選を定め、解散の定めを置いていないことから、参議院について継続性及び安定性を付与しており、衆議院の優越性に対する参議院の補完的性格からみて、参議院の独自性として、衆議院に比して民意の直接的反映ないし投票価値の平等の点においてやや後退することがあっても憲法が許容していると解するのが相当である。」

「都道府県を選挙区とすることは、憲法が地方自治について明文の定めを置いて(第 8 章)、住民自治に基づく民主主義的な地方公共団体の制度を保障していること、都道府県が歴史的にも政治的、経済的、社会的にも独自の意義と実体を有してきたことから、政治的に一つのまとまりを有する単位としてとらえ、国政に対し都道府県を構成する住民の意思を集約的に反映させるという意義ないし機能を与えることとなり、相応の合理性を有していることを否定できない。」

「現行の参議院議員選挙の仕組みの下において、都道府県を選挙区の基本的な枠組とするとしても、都道府県を単位とすること自体に絶対的な価値は認められないから、選挙区の議員 1 人あたりの人口が非常に少ない都道府県については、隣接する都道府県と合わせた選挙区を設定するなどの選挙区の見直しがされるべきであると考えられる。」

「参議院議員選挙においても都道府県を跨いだ選挙区を設定することが十分可能である。」

「参議院議員選挙法の制定時点において選挙区間の議員 1 人当たりの人口の最大較差は 1 対 2.62 であった(これに対し、公職選挙法制定当時の衆議院議員選挙における最大較差は 1.51 であった)ところ、参議院議員選挙における人口比例原則は、前説示の参議院の憲法上の位置付け及び機能に照らして、衆議院議員選挙における場合より緩和して解釈することが妥当であることを参酌する・・・」

「国会は、少なくとも、当初の選挙区間の議員 1 人当たりの人口の最大較差 1 対 2.62 を拡大しないように不断の立法上の配慮をすべきであったと考えられる。」

広島高裁岡山支部 平成 22.12.16 (同選挙について「違憲状態」)

「憲法施行当時の地方選出議員についての、議員 1 人当たりの人口の最大較差は 1 対 2.62 であったこと、前記参議院独自の種々の事情を総合すれば、全国を通じて選出する制度と併用される前提で、選挙区選出議員 1 人当たりの人口ないし有権者数最大較差の許容限度は 1 対 3 程度以内と考えられる。」

「当面の選挙区間の人口較差是正の方法として、都道府県を単位とする選挙区の基本的な枠組を尊重しつつ可能な方法を模索することとし、人口の少ない県について隣接県ないしその一部と合区することが考えられ、それにより都道府県単位に準じる地域的選挙区を維持しつつ大幅な較差是正を図ることができる。」

「各選挙区に偶数の定数配分をやめて奇数の定数配分を可能とし、定数1の選挙区だけでなく定数3あるいは定数5といった選挙区を作ることは十分可能であり、その中で、人口の少ない県について、3年に1回の改選を6年に1回とする方法が考えられるし、それについて憲法上疑義があれば、全ての選挙区を選挙区選出総定数の半数ずつグループ分けし、各グループの選挙区で6年に1回だけ選挙をして議員を選出するといった方法を採用すれば、大幅な較差の是正が行え、かつ全国的にみて改選される議員数の合計が半数改選となっていれば、憲法上許されるものである。」

高松高裁 平成 23.1.25 (前年7月選挙について「違憲」)

「最大較差が2倍を超えれば相当の慎重さを要求されるものというべきであるし、これが4倍を超えるに至れば、もはや誰の目にも明らかという意味で顕著な不平等状態が生じているものとして、特段の事情のない限り、裁量権の行使に制約が課せられる段階に至ったものと考えられる。」

「本件選挙においては、・・・選挙区間の最大較差が5倍に達していたのみならず、3倍以上の較差の発生状況においても相当数の選挙区に及んでいたのであり、・・・憲法問題が生じる程度に顕著な不平等状態にあったものと認めざるを得ない。」

広島高裁松江支部 平成 23.1.26 (同選挙について「違憲状態」)

「憲法は、国会を衆議院と参議院の両議院で構成するものとし(憲法42条)、各議院の権限、議員の任期や改選方法等に差異を設けているところ、その趣旨は、衆議院と参議院とがそれぞれ特色ある機能を発揮することによって、国会を公正かつ効果的に国民を代表する機関たらしめようとするところにあると解される。

したがって、投票価値の平等は、選挙制度の仕組みを決定する唯一、絶対の基準となるものではなく、参議院の独自性など、国会が正当に考慮することができる他の政策的目的ないし理由との関連において調和的に実現されるべきもの・・・」

福岡高裁宮崎支部 平成 23.1.28 (同選挙について「違憲状態」)

「現行の都道府県単位の選挙区制を見直すとしても、国政と地域を結ぶその機能は重要であり、それらに代わり得るもので国民が受け入れる選挙区制を見いだすことは容易ではない・・・」

福岡高裁 平成 23.1.28 (同選挙について「違憲」)

「現在の都道府県はその制度が定められてから相当の期間が経過しており、その間の交通・通信の手段の発達、産業規模や構造や国民の生活様式の変化並びに居住圏の広域化や人口分布の変化等により、必ずしも都道府県単位で参議院議員の選挙区を構築する合理的根拠は、消失ないし希薄化していることは明らかである。その都道府県を基準とする選挙区割と議員定数の偶数配分制に拘泥するあまり、居住地によって投票価値に著しい較差をもたらす結果と現在ではなっている。」

大阪高裁 平成 23.1.28 (前年 7 月選挙について「違憲状態」)

「都道府県を選挙区の単位とする現行の参議院議員の選挙制度は、相応の合理性を有するものではある。

しかしながら、都道府県を選挙区の単位とすること自体には、絶対的な価値は認められないのであるから、これを維持することによって抜本的な定数の較差是正を図ることが困難になるのであれば、都道府県を選挙区の基本的な枠組みを維持することにしても、議員 1 人当たりの人口が非常に少ない都道府県については、隣接する都道府県と併せた選挙区を設定したりするなどすれば、定数の較差是正を図ることが可能なのであるから、そのような較差是正を考慮すべき……」

「現行の 47 都道府県制の下で、参議院議員選挙の時点で都道府県に少なくとも 2 人の議席 (3 年毎の改選議員数は 1 人) を配分することの要請は、投票価値平等の実現を要請する場面では、一步後退すると認めざるを得ない。

そして、例えば、本件選挙時点で県人口が 100 万人未満であった県 (具体的には、別紙 1 [乙 1] の番号 41 から 47 までの 7 県) について、隣接している府県と併せた選挙区を設定すれば、それだけで、一票の較差を 1 対 4 よりも大幅に縮小させることができ、抜本的な投票価値の平等を実現することが可能となる。」

「別紙 1 [乙 1] の番号 41 から 47 までの 7 県」は、
山梨県、佐賀県、徳島県、福井県、高知県、島根県、鳥取県である。

名古屋高裁 平成 23.2.24 (同選挙について「違憲状態」)

「本件定数配分規定は、投票価値の平等という観点からは、なお大きな不平等が存在し、このような状態は、少なくとも憲法が想定していた事態とは言い難い。」

札幌高裁 平成 23.2.24 (同選挙について「違憲状態」)

「現行の選挙制度の仕組みを維持することを前提に、各選挙区の定数を振り替える措置によるだけでは、最大較差の大幅な縮小を図ることは困難であり、その実現のためには、現行の選挙制度の仕組み自体の見直しが必要となることは否定できない。」

名古屋高裁金沢支部 平成 23.2.28 (同選挙について「違憲状態」)

「仮に、投票価値の較差是正のため定数の偶数配分を廃し定数 1 人の選挙区を設けた場合には、当該選挙区において 6 年に 1 度しか参議院選挙区選出議員選挙が行われないことになり、投票機会の平等という観点から著しい不平等が生ずることになる。」

「国会議員の選挙制度は、本来、多様かつ複雑な国民の意見、利益を国会に反映させるためのものであり、かつ、憲法が二院制の下、参議院に衆議院とは異なる特色ある機能を発揮するよう求めていることからすると、第二院である参議院議員の選出につき、衆議院よりも人口 (選挙人数) に応じた議員選出という原則をやや後退させ、例えば、人口の多い大都市部と人口が少ない地方との間に住民の

社会、経済生活上過剰な不均衡が生じることを防ぐため、人口（選挙人数）を基準とした選出方法による問題点を補うような選挙制度の仕組みを設けることにも一定の合理性があるものといえる。したがって、都道府県によって人口（選挙人数）が大きく異なる現状において、いかに人口（選挙人数）の少ない都道府県においても1人の議員を選出することができるという現行制度にも相応の合理性があるといえる。」

「選挙区間における議員1人当たりの人口又は選挙人数の最大較差が5倍前後（少なくとも4倍以上）という著しい不平等状態は、既に相当長期間継続し…」

「違憲の問題が生じる程度の著しい不平等状態を解消するための抜本的是正にはすべての選挙区を都道府県単位とする選挙区選挙の在り方の変更を避けて通ることはできないが、そのことについて国民的な議論が本格的になされているとはいえない現状にあることも否定できず、選挙区のブロック制や選挙区選挙の廃止といった問題についての国民的な議論の内容や国民の意見の動向を見定める時間が国会になお必要とみる余地もあり、このような観点からすると、未だなお、国会の対応が裁量権の限度を超えたものと断ずることはできない。」

衆議院議員定数配分規定に関する最高裁判所判決 (平成 19. 6. 13 大法廷判決)

「都道府県は、これまで我が国の政治及び行政の実際における相当の役割を果たしてきたことや、国民生活及び国民感情においてかなりの比重を占めていることなどにかんがみれば、選挙区割りをするに際して無視することのできない基礎的な要素の一つというべきである。」

「選挙区割りを決定するに当たっては、議員1人当たりの選挙人数又は人口ができる限り平等に保たれることが、最も重要かつ基本的な基準であるが、国会はそれ以外の諸般の要素をも考慮することができるのであって、都道府県は選挙区割りをするに際して無視することができない基礎的な要素の一つであり、人口密度や地理的状况等のほか、人口の都市集中化及びこれに伴う人口流出地域の過疎化の現象等にどのような配慮をし、選挙区割りや議員定数の配分にこれらをどのように反映させるかという点も、国会において考慮することができる要素というべきである。」